

公共事業事後評価制度の導入等に関する提言

(平成 22 年 4 月)

青森県公共事業評価システム検討委員会

目 次

1	はじめに	1
2	公共事業事後評価制度の導入について	1
3	公共事業評価手法の改善について	4
	ー地域修正係数を用いた修正費用便益分析の導入ー	
	青森県公共事業評価システム検討委員会委員名簿・審議経過	6

1 はじめに

本県における公共事業評価は、平成10年度に再評価、平成15年度に事前・継続評価が導入され、特に再評価制度については、青森県公共事業再評価審議委員会での審議において、様々な角度から評価手法等の検証がなされてきた。

平成18年度には、県において、公共事業評価制度の体系的整備を進め、事業計画時から事業完了後までの一連の評価サイクルの実現を目指すため、正式導入を視野に入れた事後評価の試行を開始したが、一方で、青森県公共事業再評価審議委員会からは、人口減少が予想され過疎化が進行する見込みの中で評価手法の再検討を行うことを求める意見書が提出された。

このため、県は、事後評価の正式導入を視野に入れた本県評価システムの早期完成を目指すとともに、評価制度に係る諸課題について総合的な検討を行い、公共事業評価システムの構築を図るため、平成18年12月23日に青森県公共事業評価システム検討委員会（以下「本委員会」という。）を設置したところである。

本委員会は、これまで10回開催され、主として、事後評価の試行と公共事業評価手法の改善について検討を行ってきたが、それぞれ一定の成果が得られたことから、知事に対する提言として、ここに報告を行うものである。

2 公共事業事後評価制度の導入について

県においては、既に導入している事前評価、継続評価及び再評価に加え、新たに事後評価を導入することにより公共事業評価システムの実効性を高め、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的に、平成18年度から事後評価の試行を開始した。

本委員会は、これまで県の各事業担当課が試行的に実施した16事業の事後評価の結果の報告を受けながら、評価対象箇所を選定方法、事後評価調書の内容、アンケート調査の方法等につき検討を行い、意見を述べてきたところであるが、それによって着実に改善が図られてきたものと認められることから、平成21年度で試行を終了し、平成22年度から正式に事後評価を実施することを提言する。

事後評価の実施に当たっては、事業効果及び環境影響等の確認結果を同種事業の計画・調査や内容・手法等の在り方に反映させるなど、評価結果を将来の事業展開等に活かしていくことが重要であり、このような認識を県の担当者及び関係者間でしっかりと共有しながら、事後評価を実施していくことを期待するものである。

【事後評価制度の概要】

(1) 目的

県が実施した公共事業について、事業完了後の事業効果及び環境への影響等を確認し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し等に反映することによって、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

(2) 評価の対象

県が事業主体である事業であって、2年以上継続して実施した箇所のうち、次に掲げる箇所とする。ただし、維持管理に係る事業又は災害復旧に係る事業等を除く。

ア 事業完了後一定期間（5年）を経過した箇所のうち、事業特性等を考慮して選定する箇所

※ 箇所の選定は、次の要件に該当する箇所の中から、(5)の委員会が行う。

(ア) 再評価時に附帯意見が付された箇所

(イ) (ア)のほか、再評価を実施した箇所

(ウ) 当初計画と実績との差が大きい箇所

(エ) その他、事後評価が必要と判断される箇所

イ 社会経済情勢の変化等により、事後評価を行う必要が生じた箇所

(3) 評価の実施主体

評価の対象となる箇所を所管する部局長

(4) 評価の視点

ア 社会経済情勢等の変化

- イ 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ウ 事業の効果の発現状況
- エ 事業により整備された施設の管理状況
- オ 事業実施による環境の変化
- カ 改善措置の必要性
- キ 再度の事後評価の必要性
- ク 同種事業の計画・調査や内容・手法等の在り方
- ケ 事業評価手法の見直しの必要性

(5) 学識経験者等の知見の活用

事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者により構成される委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

(6) 事後評価結果等の公表

事後評価の結果及びこれに対する委員会の意見については、これを公表するものとする。

【参考】事後評価の実施に関し委員から出された主な意見

- 公共事業の縦割りを越えて、他の事業や地域に及ぼす波及効果を調書に書き込むなど、総合的な評価を行うことが望まれる。
- 数字に出てこない効果を見つけることが重要であり、それを積極的に評価すべきである。
- 将来、後輩が同種の仕事をするとき参考となるよう、「こういう点からの検討が必要である」という文言を調書に残しておくことが重要である。
- 「振り返ってみると、こういうことも考えるべきだった」、「ここは問題があった」、「ここは認識が甘かった」というようなことも調書に記載してほしい。
- 終わった事業については取り返しがつかないので、反省点等を次の事業にどう活かすかということに主眼を置いた評価をすべきである。
- 再評価の際の委員会附帯意見への対応状況をきちんと確認することも事後評価の役割であると考えている。
- アンケートでは、対象となる事業ごとに設問を練って行うことや、対象

者にしっかりと事業目的を理解してもらうことが重要である。

3 公共事業評価手法の改善について

－地域修正係数を用いた修正費用便益分析の導入－

修正費用便益分析は、「道路投資の評価に関する指針(案) 第2編 総合評価」(道路投資の評価に関する指針検討委員会編)において提案されたもので、便益が帰着した地域の地域格差水準により、格差が解消する方向へ便益を調整し、経済効率性の基準に基づく標準的な費用便益分析では考慮されていない、所得格差や地域の厚生水準の格差といった公平性をも考慮した基準によって、道路事業実施の是非を判断することを目的としている。

青森県公共事業再評価審議委員会は、平成18年度の委員会附帯意見において、人口減少が予想され過疎化が進行する見込みの中、今後とも本県における地域振興を積極的に図っていくためには、これまでとは違った評価の仕方が必要と思われるとして、評価手法の再検討を求めたが、地域修正係数を用いた修正費用便益分析は、事業評価において人口集積地と人口減少が進む地方の格差を是正するための有効な手法であると考えられることから、平成21年度の道路事業に係る再評価において試行的にこれを実施した結果も踏まえ、平成22年度からの道路事業の評価（事前・継続評価、再評価及び事後評価）においてこれを導入することを提言する。

また、地域にとって必要な道路整備が図られるためには、全国一律となっている費用便益分析手法に、より一層地域の事情を加味できる手法を採り入れる必要があることから、県においても国に対し提言等を行っていくことが望まれる。

【地域修正係数を用いた修正費用便益分析の概要】

(1) 適用範囲

平成18年10月に県が制定した「道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱」に基づく冬期便益等の県独自の追加便益の適用範囲に準じ、県単独事業及び交付金事業に適用する。

(2) 内容

地方生活圏を地域単位とし、東京都を基準地として、物価水準、家賃・地代水準、所得水準等を基に算出した地域修正係数を用いて便益額の修正を行う。

(参考) 平成 21 年度道路事業に係る再評価における試行結果

路線名 (地区名等)	B/C	地域修正係数	修正 B/C
国道 338 号 (倉内バイパス)	1.80	1.461	2.64
むつ尻屋崎線 (岩屋)	0.83	1.438	1.19
五所川原浪岡線 (高野)	2.50	1.507	3.76
五所川原黒石線 (梅田)	1.13	1.507	1.70
五所川原車力線 (福浦～車力)	0.71	1.507	1.07
屏風山内真部線 (喜良市)	1.54	1.507	2.33
関根蒲野沢線 (関根)	1.64	1.438	2.35
薬研佐井線 (薬研)	0.84	1.438	1.20
薬研佐井線 (佐井)	0.88	1.438	1.27
弘前岳鱒ヶ沢線 (芦菴町)	0.92	1.507	1.39
十和田三戸線 (小坂)	1.15	1.461	1.68

※地域修正係数は、県内の次の 4 地方生活圏ごとに算出

青森地方生活圏	1.429	津軽地方生活圏	1.507
南部地方生活圏	1.461	下北地方生活圏	1.438

青森県公共事業評価システム検討委員会 委員名簿（第1期・第2期）

区分	氏名	所属・役職等
委員	岡田 秀二	岩手大学 農学部 教授
委員	小野 崎 保	青森公立大学 経営経済学部 教授
委員	北島 誓子	弘前大学 人文学部 教授
委員長	小林 裕志	北里大学 獣医学部 教授
委員	武山 泰	八戸工業大学 工学部 教授
委員	長野 章	公立はこだて未来大学 システム情報科学部 教授
委員	長谷川 明	八戸工業大学 工学部 教授
委員	日景 弥生	弘前大学 教育学部 教授
委員	松富 英夫	秋田大学 工学資源学部 教授

※敬称略・五十音順

委員任期は、第1期（H18.12.23～H20.3.31）、第2期（H20.10.5～H22.3.31）
北島委員は第1期目のみ、小野崎委員は第2期目のみ

青森県公共事業評価システム検討委員会 審議経過

第1回 平成18年12月23日（土）

- 本県公共事業評価システムの概要説明
- 本県公共事業評価システムの要改善点の説明

第2回 平成19年2月3日（土）

- 事後評価試行の概要説明
- 事後評価試行結果の報告
 - 森林整備事業（ふるさと林道緊急整備事業／袴腰山）
 - 農業農村整備事業（緊急農地集積ほ場整備事業／第2遠瀬）
 - 砂防等事業（通常砂防事業）／赤石川
 - 街路事業（道路改築事業）／3・4・2号西滝新城線

第3回 平成19年7月7日（土）

- 講演「水産基盤整備における新しいB/Cの考え方」（青森県公共事業評価システム検討委員会 長野章委員）
- 事後評価試行結果の報告
 - 水産基盤整備事業（漁港修築事業）／佐井
 - 道路事業（国道改築事業）／国道280号野田バイパス
 - 港湾整備事業（港湾改修事業）／東滝
 - 住宅整備事業（県営住宅幸畑団地建替事業）

第4回 平成19年10月28日（日）

- 講演「公共事業評価を巡って」（北海道武蔵女子短期大学 小林好宏学長）
- 平成20年度の事後評対象箇所を選定
- 報告「産業連関表での評価についてその後」（青森県公共事業評価システム検討委員会 長野章委員）

第5回 平成20年2月23日（土）

- 事後評価調書改善案の説明
- 利用者等へのアンケート調査実施案の説明
- 再評価における「B/C」及び「環境影響への配慮」に係る基準の改正

第6回 平成20年10月5日（日）

- 事後評価調書の改善経緯等の説明
- 事後評価試行結果の報告
 - 畜産公共事業（林野活用畜産環境総合整備モデル事業）／下北北部
 - 農業農村整備事業（ため池等場整備事業）／狄ヶ館
 - 港湾事業（八戸港改修事業）／八太郎地区
 - 街路事業（3・3・8号白銀市川環状線道路改築事業）／新井田
- 東北地域道路政策研究会の道路事業の評価に関する提案の説明

第7回 平成20年12月14日（日）

- 報告「青森県における水産基盤整備の波及効果分析について～産業連関表を用いた公共事業の効果分析～」(青森県公共事業評価システム検討委員会 長野委員)
- 平成21年度の事後評価対象箇所を選定

第8回 平成21年2月15日（日）

- 地域修正係数を用いた修正費用便益分析の説明
- 費用便益分析における社会的割引率の説明
- 「道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱」の改正
- 第6回委員会における委員意見への対応案の説明
- 平成21年度事後評価対象箇所に係るアンケート案の説明

第9回 平成21年8月30日（日）

- 事後評価試行結果の報告
 - 農業農村整備事業（鉦毒対策事業）／荒川
 - 港湾事業（廃棄物処理施設事業）／八戸港河原木地区
 - 道路事業（国道改築事業（地域高規格道路下北半島縦貫道路）／国道279号有戸バイパス
- 平成21年度の事後評価対象箇所を選定

第10回 平成21年12月12日（土）

- 事後評価試行結果の報告
 - 漁港環境整備事業／小泊漁港（下前地区）
- 第9回委員会における委員意見への対応案の説明
- 事後評価に係る委員会意見の取りまとめ方法の検討
- 平成22年度事後評価対象箇所に係るアンケート案の説明
- 地域修正係数を用いた修正費用便益分析の説明
- 平成22年度公共事業評価スケジュール案の説明